

# やまなしの国保

春号

発行所 山梨県国民健康保険団体連合会  
山梨県甲府市蓬沢 1-15-35(山梨県自治会館 4 階)  
TEL:055-223-2111  
<https://www.ymnkokuho.or.jp/>

## 目次

- 【トピックス】  
「健康づくりとスポーツに関する連携協定」締結式  
  
第 101 回山梨県国民健康保険団体連合会通常総会
- 健康長寿推進課通信  
令和4年度における介護保険の状況
- 連合会ニュース

# 「健康づくりとスポーツに関する連携協定」 締結式

県自治会館2階研修室1において、山梨県国民健康保険団体連合会と(株)ヴァンフォーレ山梨スポーツクラブ及び(一社)ヴァンフォーレスポーツクラブとの健康づくりとスポーツに関する連携協定を締結した。



(一社)VF スポーツクラブ 長田圭介代表理事	(株)VF 山梨スポーツクラブ 佐久間悟代表取締役社長	塩澤浩理事長 (昭和町長)	小島徹常務理事 ((一社)VF スポーツクラブアドバイザー)	ヴァンくん
----------------------------	--------------------------------	------------------	-----------------------------------	-------

## 1. これまでの連携状況

- ・国保連と(株)VF・(一社)VFは、過去17年にわたって主に国保のPR分野で連携
  - (1)国保PRポスターにヴァンフォーレ甲府(VFK)の選手を起用(平成19年度～)
  - (2)国保PRテレビCMや新聞広告にVFK選手を起用(平成19年度～)
  - (3)VFKホーム戦での国保PRブース出展と来場者への健康度測定(平成26年度～)
  - (4)VFKホーム戦での大型ビジョンによる特定健診PR(令和3年度～)
  - (5)(一社)VFのスポーツ教室等での国保PRと参加者等への健康度測定(令和3年度～)
- ・国保連と(株)VF・(一社)VFが、これまで培ってきた連携の維持・発展と新たな連携業務の推進を行うため、3者が「健康づくりとスポーツに関する連携協定」を締結する。

## 2. 連携協定の目的

- ・3者が相互の密接な連携及び協働により、地域の健康づくりとスポーツの向上に貢献し、県民が健康で安心して生活できる環境づくりを目的とする。

## 3. 新たな連携業務

- ・主な業務
  - (1)県民の健康とスポーツ(観るスポーツを含む)との関連性に関する調査・研究・広報に関すること  
例)広く県民から健康とスポーツ(観るスポーツを含む)との関連性に関するレポート等を募集し、情報発信
  - (2)VFK選手等及びエンブレム等による国保の広報宣伝活動に関すること  
例)国保連等が作成する国保PRグッズに、VFKのエンブレム等を普及啓発グッズに入れることにより活動の効果を高める
  - (3)VF主催スポーツ教室等を活用した健康づくりに関すること  
例)参加者が継続して健康づくりに取り組んだ場合に、インセンティブを与える仕組みを加えてパッケージ化し、各市町村が健康づくり事業として取り込めるよう横展開

## 4. 新たな連携業務の効果

県民:健康づくりやスポーツに対する関心の向上、自らの取り組みへの動機付けなど  
 県・市町村等:住民の健康増進等による医療費の適正化など  
 国保連:「医療・保健・介護・福祉の総合専門機関」としての認知度の向上など  
 (株)VF・(一社)VF:「フットボールクラブを超えた存在」としての地域活動での価値、認知度の向上など



本会は令和6年2月28日(水)、ベルクラシック甲府で第101回国保連合会通常総会を開催した。  
 29会員(山梨県、27市町村、医師国保組合)のうち委任状を含め全会員出席のもと、令和6年度事業計画並びに各会計予算等が審議された。

開会にあたり塩澤浩理事長(昭和町長)は「国民健康保険は、国民皆保険制度の中核として、地域医療の確保と地域住民の健康の保持増進に大きく貢献しており、国民皆保険の要として、その重要性は広く認識されている。しかしながら、保険者等においては、少子高齢化の急速な進展や医療技術の高度化、高額医薬品の保険適用等により、医療費が年々増加する一方、低所得者を多く抱える脆弱な財政基盤による収支両面に亘る構造的な要因から、国保財政は依然として厳しい状況が続いている。一方、政府が推進する保健・医療・介護分野でのDXでは、技術革新を通じた地域住民へのサービスの効率化や質の向上の実現を目指しており、その基盤となるシステムの整備に当たっては、様々な関係機関が連携して対応していくことが求められている。皆様には、何卒、ご理解を賜るよう

お願い申し上げます」と述べた。

また、「国保財政等の厳しい現状を十分認識し、業務の効率化やコストの削減に努めながら、『医療・保健・介護・福祉の業務支援を専門的、総合的に行う機関』として、今後とも保険者等のニーズに沿うようサービスの維持・向上を図って参るので、ご理解とご協力をお願いしたい」と挨拶した。

続いて、塩澤理事長を議長に選出し、議事録署名人に、望月智市長(中央市)、山崎泰洋町長(西桂町)の両名が指名され議事に入った。

この日審議されたのは、報告事項9件、議決事項27件、協議事項1件。提出案件全てが原案どおり承認、可決された。

## 報告事項

報告第1号	理事の選任について	報告第6号	令和5年度山梨県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計(業務勘定)歳入歳出予算補正(第2号)について
報告第2号	監事の選任について	報告第7号	令和5年度山梨県国民健康保険団体連合会特定健診等業務特別会計歳入歳出予算補正(第2号)について
報告第3号	令和5年度山梨県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計(業務勘定)歳入歳出予算補正(第2号)について	報告第8号	令和5年度山梨県国民健康保険団体連合会重度心身障害者医療費集計業務特別会計歳入歳出予算補正(第2号)について
報告第4号	令和5年度山梨県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計(業務勘定)歳入歳出予算補正(第2号)について	報告第9号	令和5年度山梨県国民健康保険団体連合会職員退職手当特別会計歳入歳出予算補正(第2号)について
報告第5号	令和5年度山梨県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計(業務勘定)歳入歳出予算補正(第2号)について		

## 議決事項

議第1号	令和5年度山梨県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計(業務勘定)歳入歳出予算補正(第3号)について	議第2号	令和5年度山梨県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計(業務勘定)歳入歳出予算補正(第3号)について
------	--	------	---

議第3号	令和5年度山梨県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計(業務勘定)歳入歳出予算補正(第3号)について	議第 16 号	令和6年度山梨県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計(支払勘定)歳入歳出予算について
議第4号	令和5年度山梨県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計(業務勘定)歳入歳出予算補正(第3号)について	議第 17 号	令和6年度山梨県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計(出産育児一時金等に関する支払勘定)歳入歳出予算について
議第5号	令和5年度山梨県国民健康保険団体連合会特定健診等業務特別会計歳入歳出予算補正(第3号)について	議第 18 号	令和6年度山梨県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計(介護給付費等支払勘定)歳入歳出予算について
議第6号	令和5年度山梨県国民健康保険団体連合会重度心身障害者医療費集計業務特別会計歳入歳出予算補正(第3号)について	議第 19 号	令和6年度山梨県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計(公費負担医療等に関する報酬等支払勘定)歳入歳出予算について
議第7号	令和6年度山梨県国民健康保険団体連合会事業計画について	議第 20 号	令和6年度山梨県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計(支払勘定)歳入歳出予算について
議第8号	令和6年度山梨県国民健康保険団体連合会一般会計歳入歳出予算について	議第 21 号	令和6年度山梨県国民健康保険団体連合会重度心身障害者医療費集計業務特別会計歳入歳出予算について
議第9号	令和6年度山梨県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計(業務勘定)歳入歳出予算について	議第 22 号	令和6年度山梨県国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計(抗体検査等費用に関する支払勘定)歳入歳出予算について
議第 10 号	令和6年度山梨県国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計(業務勘定)歳入歳出予算について	議第 23 号	令和6年度山梨県国民健康保険団体連合会支払資金貸付特別会計歳入歳出予算について
議第 11 号	令和6年度山梨県国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計(業務勘定)歳入歳出予算について	議第 24 号	令和6年度山梨県国民健康保険団体連合会職員退職手当特別会計歳入歳出予算について
議第 12 号	令和6年度山梨県国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計(業務勘定)歳入歳出予算について	議第 25 号	一時借入金について
議第 13 号	令和6年度山梨県国民健康保険団体連合会特定健診等業務特別会計歳入歳出予算について	議第 26 号	総会の権限に属する事項を理事会に委任することについて
議第 14 号	令和6年度山梨県国民健康保険団体連合会国民健康保険診療報酬審査支払特別会計(支払勘定)歳入歳出予算について	議第 27 号	理事会に委任された事項を理事長の専決処分とすることについて
議第 15 号	令和6年度山梨県国民健康保険団体連合会公費負担医療に関する診療報酬審査支払特別会計(支払勘定)歳入歳出予算について	<b>協 議 事 項</b>	
		中期経営計画の評価及び策定について(案)	

## そ の 他

山梨県国民健康保険団体連合会と(株)ヴァンフォーレ山梨スポーツクラブ・(一社)ヴァンフォーレスポーツクラブとの健康づくりとスポーツに関する連携協定締結について(案)

## 令和6年度 山梨県国民健康保険団体連合会事業計画について【一部抜粋】

国民健康保険制度は、国民皆保険の要であり、地域に欠かせない医療の提供と、地域住民の健康の保持増進のため、安定的な運営が求められるとともに、将来にわたって全ての世代が安心できる持続可能な保険制度の構築が大きな課題となっている。

これらに加え、現在、国が強力に推進する保健・医療・介護分野でのDXについては、技術革新を通じたサービスの効率化や質の向上を目指すものであり、国民健康保険制度の運用にも大きく関わっているところである。

こうした中、保険者等においては、人口減少や被用者保険の適用拡大等に伴う被保険者の減少等により、保険料(税)収入が減少するなど保険者等の財政は依然として厳しい状況が続いている。

地域における「医療・保健・介護・福祉の総合専門機関」である当連合会としては、これらの状況を踏まえつつ、引き続き、保険者等の共同体として保険者等のニーズの把握に努め、コスト意識を持って事業展開を図るとともに、国保をはじめ、後期高齢者医療や介護保険、障害者総合支援等の円滑な運営に貢献していく。

また、様々な課題に対応していくためには、中長期的な視点に立った取り組みが必要であることから、「第7期中期経営計画」に沿って事業運営を進めることとし、その取り組み状況については、毎年度、検証・評価していく。

更に、健全な財政運営を図るため、一層のコスト削減に努めるとともに、時宜に即した事務事業の効率的・効果的な実施や、新規事業の導入による財源確保、計画的な積み立てなどに、引き続き取り組むこととするが、令和6年度においては、国保総合システムの運用に関する国保中央会負担金の大幅な増加への対応など、当連合会のコスト削減努力等を以てしても必要な財源の確保が困難な事業があることから、保険者等に新たな負担をお願いするものである。

しかしながら、医療DX推進の柱となる国保総合システムの更改など、国の意向を踏まえて実施するシステムの開発や更改とその運用に係る経費については、本来、国の責任において確保すべきものであり、引き続き、山梨県、県市長会及び県町村会等と連携し、国による財政措置の実現に向けて要請活動を行っていく。

一方、当連合会は、社会保障の一翼を担う極めて公共性の高い業務を担っており、円滑な事業運営には、保険者等のみならず、広く県民の理解の増進も必要であるため、社会的認知度を更に高めるよう情報発信を積極的に行う。

また、当連合会は、医療・健診・介護等に係る膨大で機微な情報を保有していることから、情報資産及び情報システムの適切な管理運用を行うとともに、自然災害等の際においても、保険医療機関等への支払業務等が遅延しないよう、「業務継続計画」に基づき万全な体制を確保していく。

### 令和6年度 山梨県国民健康保険団体連合会 会計別予算一覧 (単位:千円)

区 分	令和6年度	令和5年度	比較	対前年度比
一般会計	187,409	181,322	6,087	1.034
診療報酬審査支払特別会計(業務勘定)	702,863	833,250	△130,387	0.844
後期高齢者医療事業関係業務特別会計(業務勘定)	655,360	577,274	78,086	1.135
介護保険事業関係業務特別会計(業務勘定)	189,352	163,537	25,815	1.158
障害者総合支援法関係業務等特別会計(業務勘定)	64,148	57,806	6,342	1.110
特定健診等業務特別会計	785,248	871,641	△86,393	0.901
国民健康保険診療報酬審査支払特別会計(支払勘定)	58,792,815	59,296,814	△503,999	0.992
公費負担医療に関する診療報酬審査支払特別会計(支払勘定)	2,059,087	2,395,363	△336,276	0.860
後期高齢者医療事業関係業務特別会計(支払勘定)	120,915,318	114,650,093	6,265,225	1.055
診療報酬審査支払特別会計(出産育児一時金等に関する支払勘定)	252,008	324,008	△72,000	0.778
介護保険事業関係業務特別会計(介護給付費等支払勘定)	79,778,424	77,853,863	1,924,561	1.025
介護保険事業関係業務特別会計(公費負担医療等に関する報酬等支払勘定)	417,447	401,793	15,654	1.039
障害者総合支援法関係業務等特別会計(支払勘定)	28,598,770	25,648,174	2,950,596	1.115
重度心身障害者医療費集計業務特別会計	170,097	179,226	△9,129	0.949
診療報酬審査支払特別会計(抗体検査等費用に関する支払勘定)	53,706	225,942	△172,236	0.238
支払資金貸付特別会計	31,559	31,559	0	1.000
職員退職手当特別会計	51,404	22,164	29,240	2.319
合 計	293,705,015	283,713,829	9,991,186	1.035

# 健康長寿推進課通信

## 令和4年度における介護保険の状況

令和4年度における山梨県の介護保険事業の状況を取りまとめましたので、今回はその結果についてお知らせします。  
【「令和4年度介護保険事業状況報告(速報値)」から】

- \* 速報値のため、今後市町村等からの報告の修正等により、数値が変動する場合があります。
- \* 割合・概数・四捨五入を用いている数値については、合計が一致しない場合があります。

### 1 第1号被保険者の状況

第1号被保険者数は、252,740人で前年度(252,752人)と比較すると12人の減となりました。第1号被保険者の年齢構成をみると、75歳以上の後期高齢者が54.2%を占めており、前年度(後期高齢者52.4%)と比較すると1.8ポイントの増となりました。第1号被保険者数は介護保険制度が始まって以降年々増加していましたが、令和4年度に初めて減少しました。【表1・図1参照】

※第1号被保険者=65歳以上 第2号被保険者=40歳～64歳

【表1 第1号被保険者数(令和5年3月末現在)】

第1号被保険者	人数(人)		構成割合	
		前年度		前年度
65～74歳	115,704	120,327	45.8%	47.6%
75歳以上	137,036	132,425	54.2%	52.4%
75～84歳	88,018	82,692	34.8%	33.1%
85歳～	49,018	48,733	19.4%	19.3%
合計	252,740	252,752	100.0%	100.0%

### 2 要介護(要支援)認定者(「認定者」)の状況

認定者数は、41,415人であり、前年度(41,273人)に比べ0.3%の増となりました。

認定者のうち第1号被保険者は40,699人であり、第1号被保険者全体(252,740人)の16.1%(「認定率」といいます。)が認定を受けていることとなります。また、全体の約90%が75歳以上でした。【表2参照】

【表2 認定者数(令和5年3月末現在)】

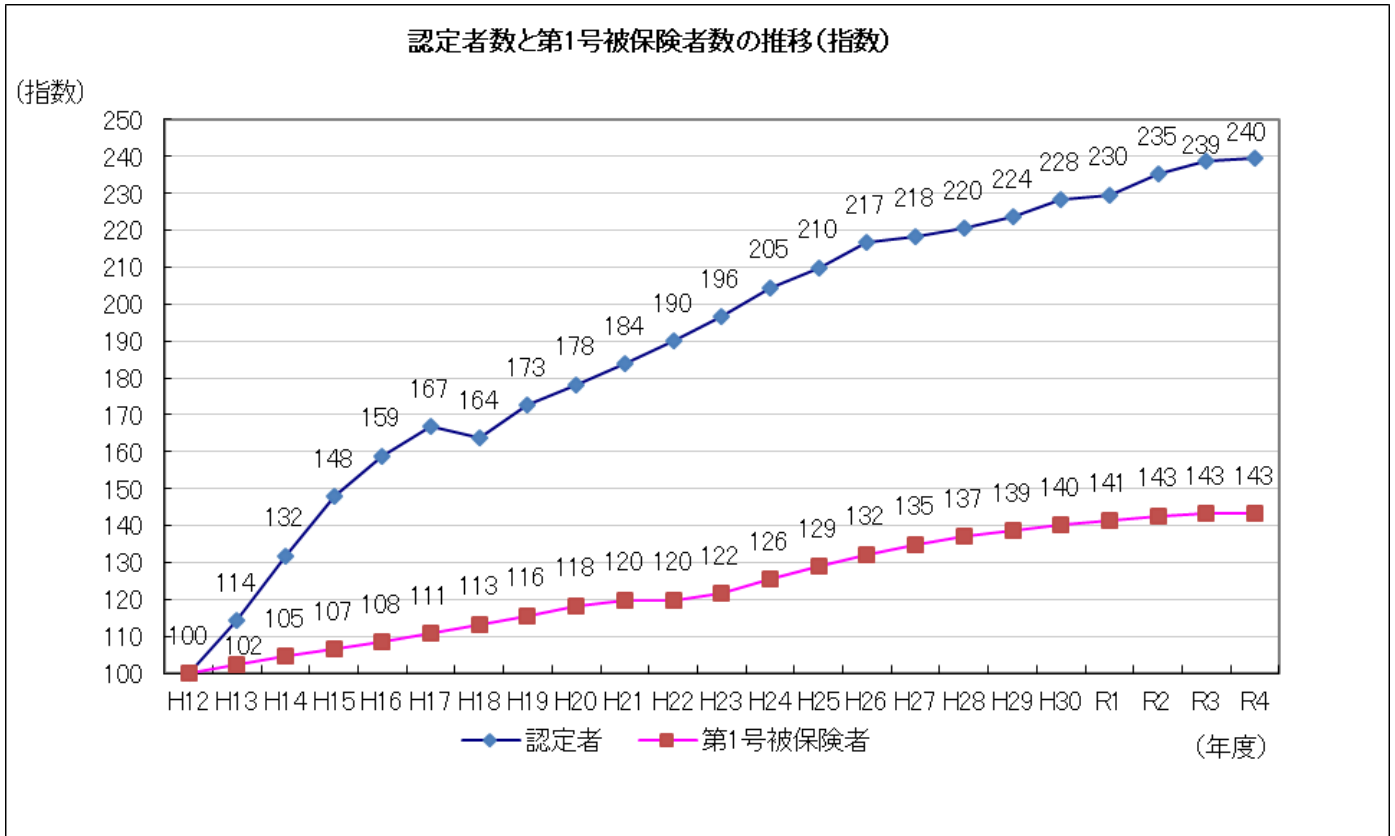
認定者数	人数(人)		構成割合	
		前年度		前年度
第1号被保険者	40,699	40,578	98.3%	98.3%
65～74歳	3,506	3,784	8.5%	9.2%
75歳～	37,193	36,794	89.8%	89.1%
75～84歳	11,732	11,477	28.3%	27.8%
85歳～	25,461	25,317	61.5%	61.3%
第2号被保険者(40～64歳)	716	695	1.7%	1.7%
合計	41,415	41,273	100.0%	100.0%

認定者数は年々増加しており、制度が始まった平成12年度の認定者数(第1号被保険者+第2号被保険者)17,283人と比較すると約2.4倍になっています。

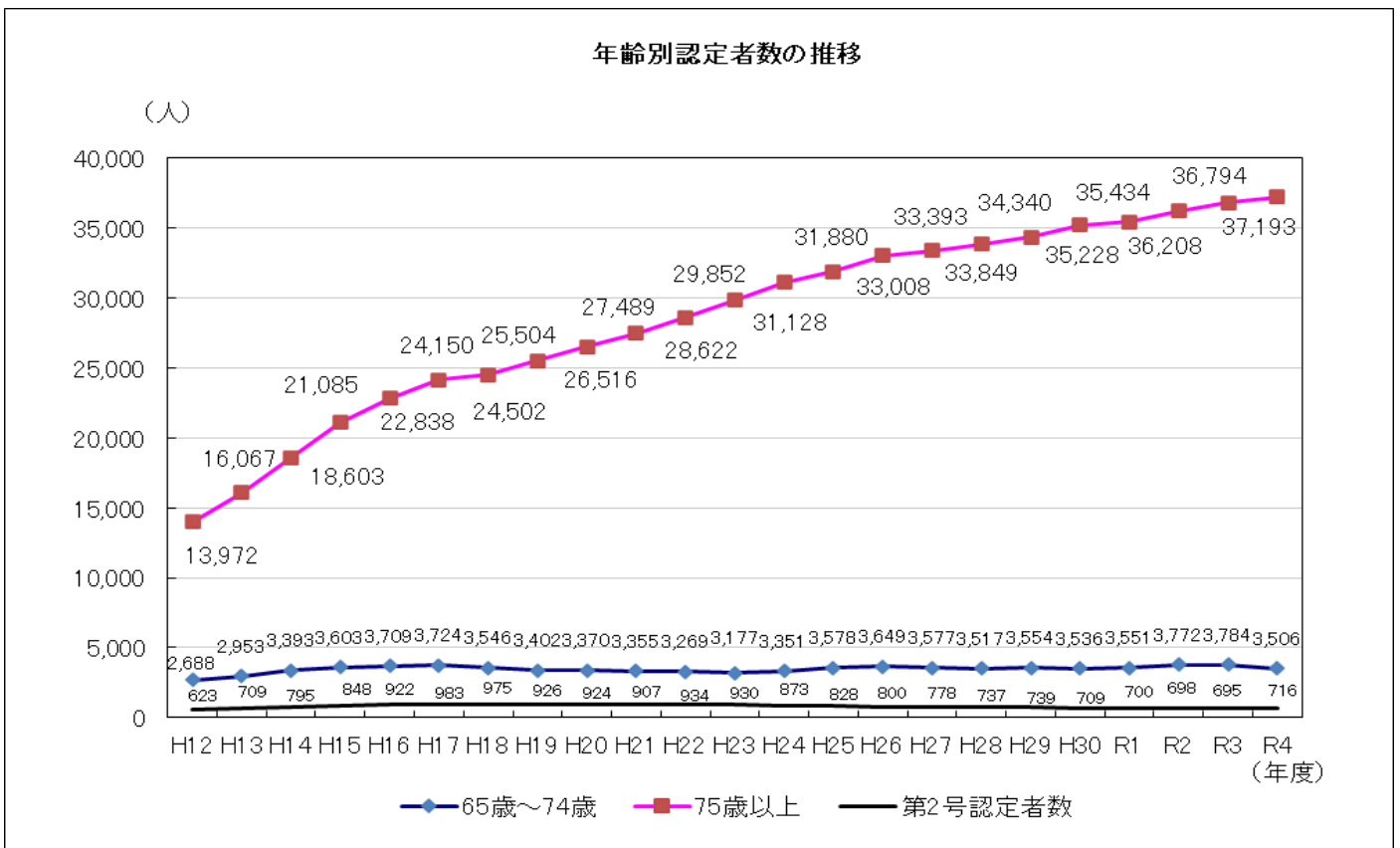
一方、第1号被保険者数は平成12年度の176,312人と比較すると約1.43倍であり、被保険者数に比べ認定者数の増加分が大きくなっています。特に75歳以上の認定者の増加が顕著となっています。【図1・図2参照】

【図1】

(平成12年度を「100」とした指数)

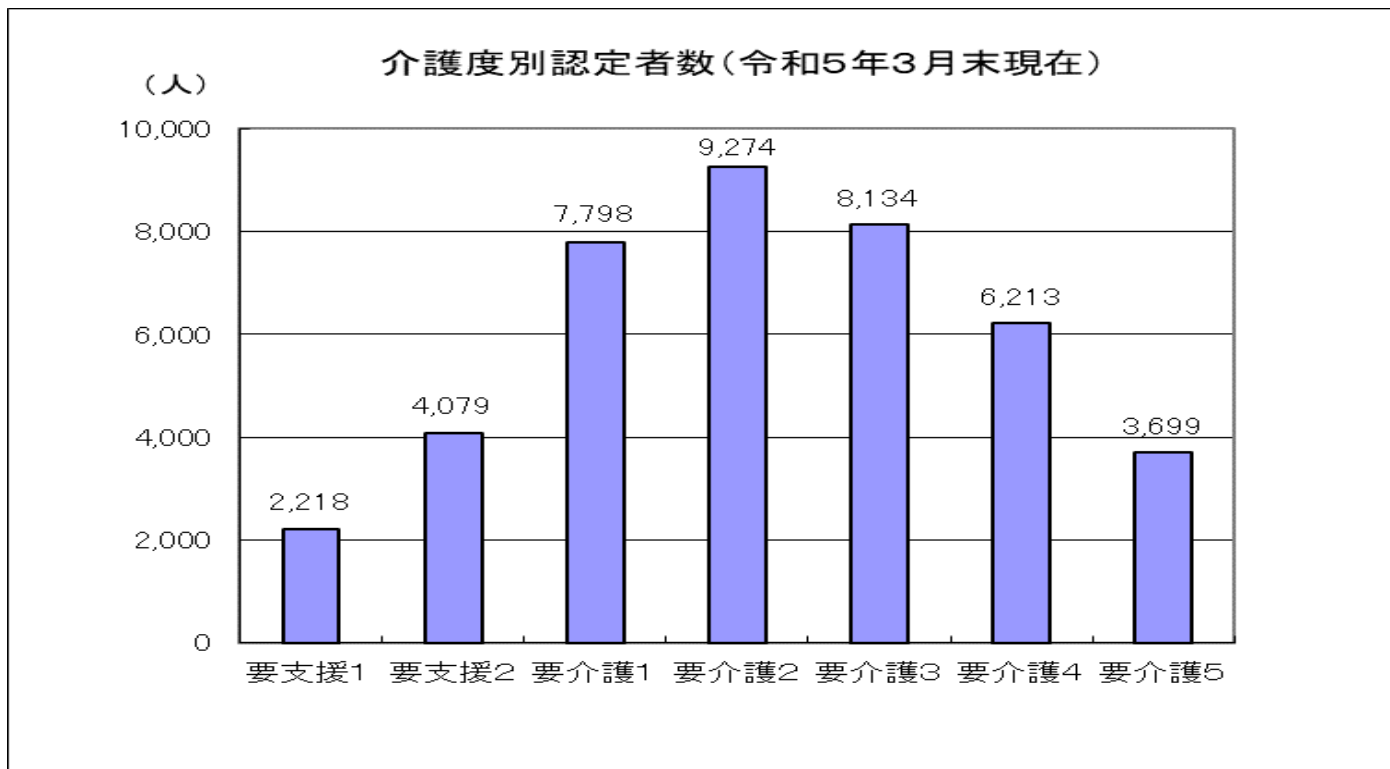


【図2】



認定者の介護度別構成をみると、要支援認定者が6,297人(要支援1=2,218人 要支援2=4,079人)、要介護認定者が35,118人(要介護1=7,798人 要介護2=9,274人 要介護3=8,134人 要介護4=6,213人 要介護5=3,699人)となっています。【図3参照】

【図3】(令和5年3月末現在)

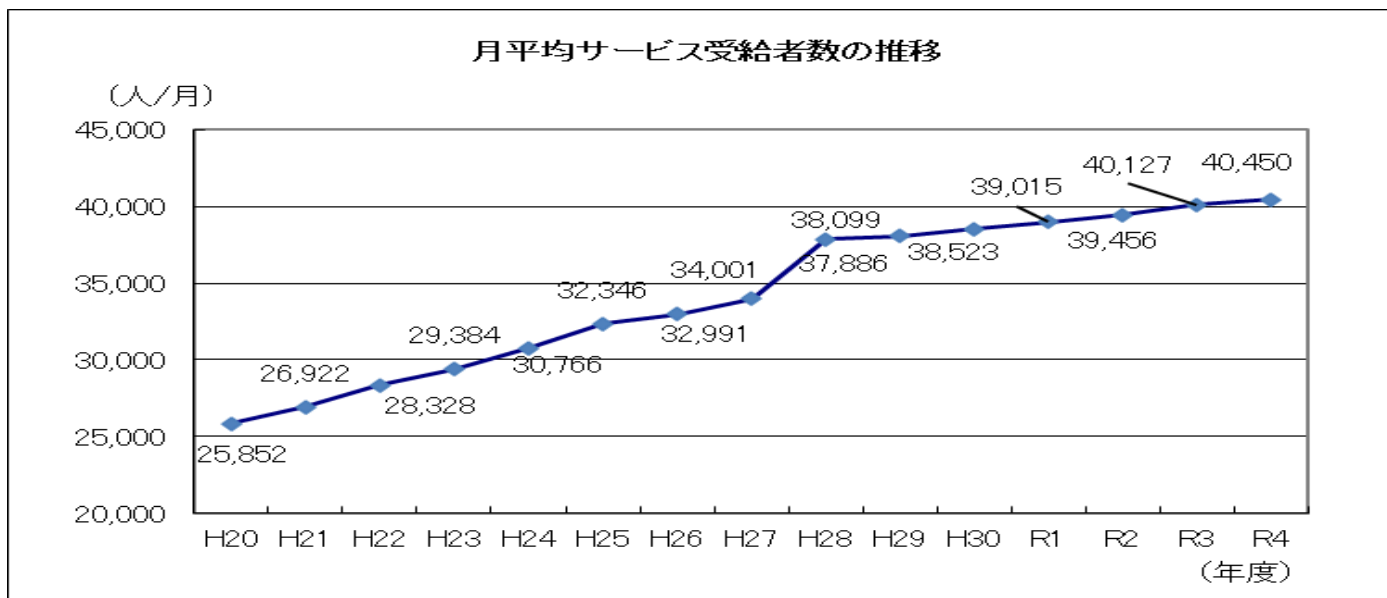


### 3 サービス受給者(「受給者」)の状況

令和4年度の延べ受給者数(毎月の受給者数の合計)は485,396人でした。月平均40,450人であり、前年度(40,127人)に比べ0.8%の増となりました。【図4参照】

※ 受給者数は居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス間の重複利用がある。

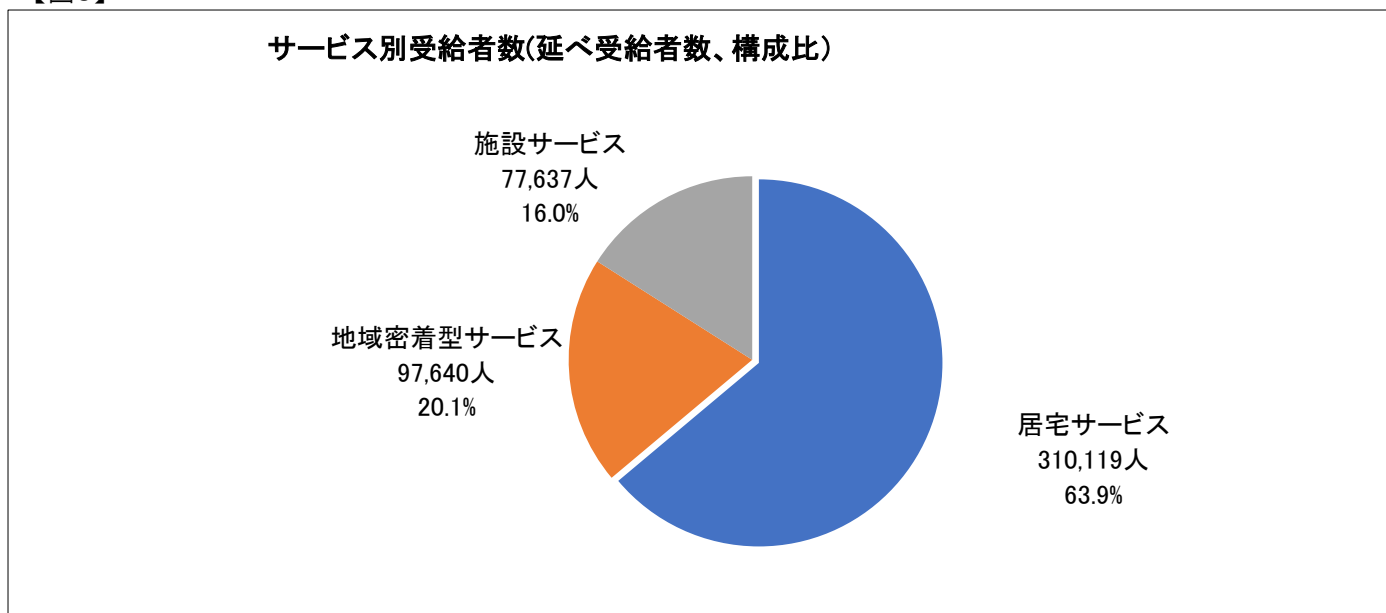
【図4】





受給者は、居宅サービスが310,119人(毎月の受給者数の合計、以下同じ)、地域密着型サービスが97,640人、施設サービスが77,637人で、受給者の6割以上が居宅サービスを利用しています。【図5参照】

【図5】



#### 4 保険給付の状況

保険給付の主なものは次のとおりです。

- ①費用の9割(8.7割)分が給付される「介護サービス費」
- ②低所得者が施設を利用する際の食費・居住費の補足給付である「特定入所者介護サービス費」
- ③自己負担額が一定額を超えた場合の「高額介護サービス費」
- ④自己負担金と医療費の合計が一定額を超えた場合の「高額医療合算介護サービス費」

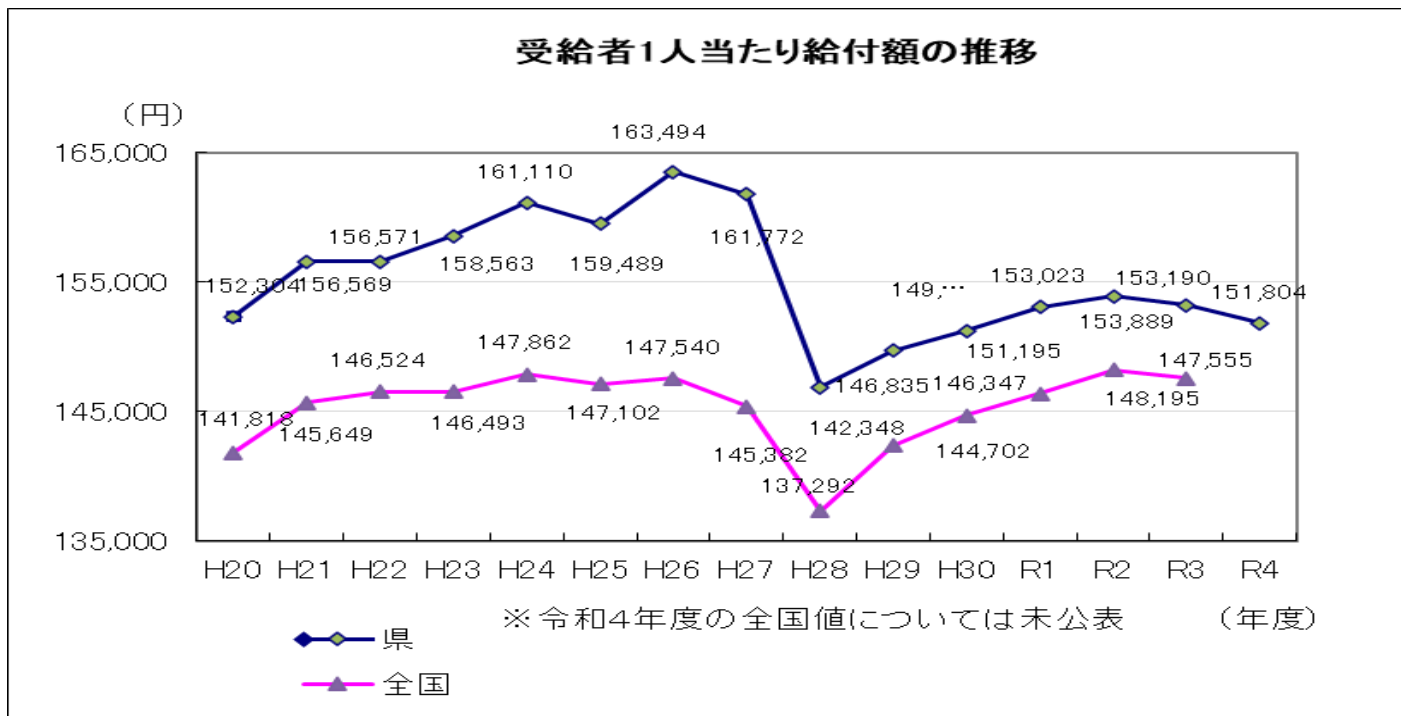
令和4年度の給付費は、介護サービス費69,177百万円、特定入所者介護サービス費2,567百万円、高額介護サービス費1,723百万円、高額医療合算介護サービス費219百万円、合計73,685百万円の給付となり、前年度比0.1%の減となりました。【表3参照】

【表3 給付区分別給付費】

サービス区分	給付費(百万円)		構成割合	
		前年度		前年度
介護サービス費	69,177	68,934	93.9%	93.5%
特定入所者介護サービス費	2,567	2,875	3.5%	3.9%
高額介護サービス費	1,723	1,735	2.3%	2.4%
高額医療合算介護サービス費	219	221	0.3%	0.3%
合計	73,685	73,765	100.0%	100.0%

## 5 サービス受給者1人当たり給付額

サービス受給者1人当たりの平均給付額を算出すると、受給者1人当たり月額151,804円となりました。  
【図6参照】



サービス種別ごとにみると、居宅サービスは1人月額106,088円、地域密着型サービスが166,317円、施設サービスが291,161円となっています(高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費を含まない)。【表4参照】

【表4 サービス種別ごとの1人当たり給付費(高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費を含まない。)]

サービス種別	給付費			受給者数 人	1人当たり 給付額 円
	介護サービス費 百万円	特定入所者介護 サービス費 百万円	合計 百万円		
居宅サービス	32,547	353	32,900	310,119	106,088
地域密着型サービス	15,645	594	16,239	97,640	166,317
施設サービス	20,985	1,620	22,605	77,637	291,161
合計	69,177	2,567	71,744	485,396	147,805

※居宅サービスの特定入所者介護サービス費は、短期入所生活介護及び短期入所療養介護の合計。

※地域密着型サービスの特定入所者介護サービス費は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の合計。

※施設サービスの特定入所者介護サービス費は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の合計。

12月7日(木)

## 国保健康づくり活動推進委員会

県自治会館1階講堂において、標記委員会を開催した。

県福祉保健部及び保健福祉事務所並びに保健事業を担当する市町村の担当課長を委員とし、市町村が住民の健康保持増進を目的に実施する保健事業の推進に寄与、保健・医療・福祉事業を行う関係機関及び団体等と連携し、本会が所有する医療情報等の活用方法等の検討を行った。

開会にあたり、本会の小島徹常務理事より挨拶後、下記のとおり協議等が行われた。

それぞれの立場から、様々な意見や質問が交わされ、今後の事業検討の参考となり、有意義な協議の場であった。



### 【報告】

保険者努力支援制度の実施状況等について

### 【報告事項】

- (1) 令和5年度山梨県国民健康保険団体連合会保健事業実施状況について
- (2) 令和5年度保健事業支援・評価委員会における研修会について
- (3) 保険者努力支援制度の評価指標達成(加点)に繋がる支援について

### 【協議事項】

- (4) 令和6年度山梨県国民健康保険団体連合会保健事業計画について(案)

### 【その他】

健康度測定機器等貸出における費用負担(実費相当額)について

1月25日(木)

## アジリティ&ランクリニック

### 健康意識の向上及び特定健診・特定保健指導の実施率向上等に係る普及啓発PR事業

小瀬体育館サブアリーナにおいて、(一社)ヴァンフォーレスポーツクラブ主催の小学1年生以上を対象としたアジリティ&ランクリニックに参加した。

アジリティ&ランクリニックは、敏捷性を高めるために身体の使い方を習得して、素早い方向転換ができるよう、ラダーを使ったトレーニングを実施している。

山梨県保険者協議会と本会は、小学1年生以上とその保護者を対象に、健康度測定【体組成計(体重・筋肉量等)、握力、身長、柔軟】を行った。また、保護者には、特定健診の受診やジェネリック医薬品使用促進に係る普及啓発を行った。



2月15日(木)・22日(木)・28日(水)

## 糖尿病性腎症重症化予防支援システム活用研修

県自治会館5階審査室において、糖尿病性腎症重症化予防支援システムの操作や得られる情報の保健事業への活用方法について、山梨県から委託を受けてシステム活用方法等に係る研修を5回に分けて開催した。

市町村保健事業担当者及び医療専門職、山梨県後期高齢者医療広域連合事務担当者及び医療専門職51名が出席した。

山梨県では、平成30年度に「山梨県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定し、市町村における糖尿病性腎症重症化予防事業の支援を行うとともに、腎機能障害の早期発見、早期治療を図り、人工透析導入までの期間の延伸、新規人工透析導入患者数の減少を目指している。

また、平成30年度の国民健康保険制度改革により、都道府県も市町村とともに国民健康保険の保険者となった。国民健康保険の安定的な財政運営のための方策の一つとして、医療費の適正化が挙げられ、これを実現するためには、疾病等の重症化予防対策が重要となっている。山梨県では、多額の医療費を要する人工透析に着目し、最も多い原疾患である

糖尿病性腎症の重症化を予防するため、糖尿病性腎症重症化予防支援システムを導入した。

オリエンテーション後、始めに「KDBシステムから『支援システム』に取込むためのCSVファイルの取得・取込み」と「『支援システム』における全帳票の作成方法」を、本会保健事業課保健事業係築野将主任が説明を行った。

続いて「『支援システム』から得られる情報の解説及びその活用方法」を本会保健事業課黒倉さゆり保健師、横川美奈子保健師が説明を行った。



## 祝 おめでとうございます

### 令和5年度 公衆衛生事業功労者 厚生労働大臣表彰

公衆衛生事業のために長年にわたり献身的・模範的な活動などに貢献された功績がたたえられ、受賞しました。

山梨県国民健康保険団体連合会

保健事業課 保健事業指導監 河西 文子



保険者の  
みなさまへ  
おしらせです

40歳未満の加入者についても  
「健康診断結果の提供依頼」が可能です。\*

## 40歳未満の加入者について 「健康診断結果の提供依頼」をすることの3つのメリット

メリット

1

加入者の健康課題等を把握  
することで効率的・効果的  
な保健事業が可能に。

(例：地域間や業種間、事業所間の  
データ比較、40歳未満の者の生活  
習慣病予防対策の提案 等)

メリット

2

コラボヘルス促進

(保険者と事業者等の連携による加  
入者の予防・健康づくりの推進)

メリット

3

40歳未満の加入者も、マ  
イナポータルで健診結果※  
の確認が可能に。

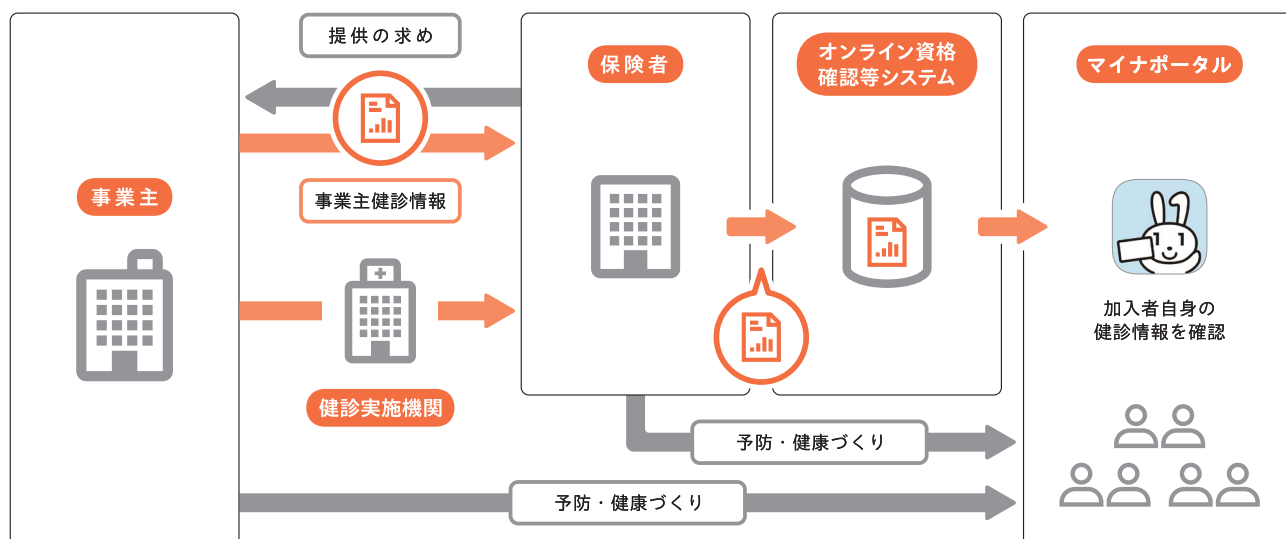
※ 特定健診項目のうちマイナポ  
ータルに登録された健診結果が確認で  
きます。

※ 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）により、40歳未満の加入者についても健康診断結果の提供依頼が可能となりました。



詳しくは WEB サイトへ

## 健康診断結果の提供の流れ



## Q&A よくある質問

**Q1** 健診データは、どのデータを提供依頼できますか？

労働安全衛生法で実施している定期健康診断等の結果データとなります。

**Q2** 健診データについて、過去の分は何年度まで要求が可能ですか？

年度の制限は設けていませんので、保険者と事業主双方の合意のもと対応をお願いします。マイナポータルでは過去5年分の健診結果が閲覧可能です。なお、事業者に対して健診データの提供を依頼するかどうかは保険者の任意となります。

**Q3** 健診データの提供方法については、こういったものが可能ですか？

大きく2つの方法があり、① csv、xml等の電子データによる提供 — ② 健診結果用紙の写しを提供 — となります。一部では、指定の健診実施機関との事前の取り決めにより、健診実施機関から提供する場合があります。保険者と事業者及び健診実施機関での取り決めに基づいた対応をお願いします。

**Q4** 事業主からではなく、健診実施機関から直接保険者に健診データを提供することはできますか？

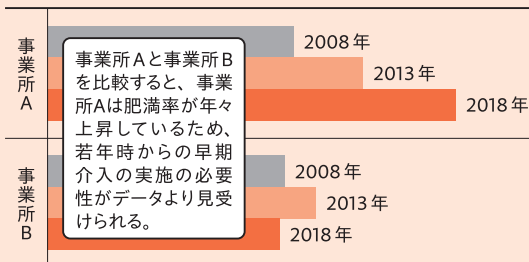
書面で事業主から健診実施機関に対し、保険者に直接健診データを提供しよう依頼する等の方法があります。厚生労働省WEBサイトにて、情報提供依頼書のひな形がダウンロードできます。[詳しくはWEBサイトへ](#)

**Q5** 事業主健診情報をどのように活用することができますか？

実際の活用事例をWEBサイトで掲載中です。[詳しくはWEBサイトへ](#)

### 40歳未満の健診結果を用いた分析の例

事業所別 若年層（30～34歳）の肥満人数割合



### 事業主健診情報の主な活用方法

#### 〈分析、見える化〉

- 健診結果を活用した生活習慣病重症化リスクの見える化
- 事業所ごとの健康課題のフィードバック

#### 〈受診勧奨・保健指導〉

- 事業者ごとの重症化予防対象者の抽出、受診勧奨
- 保険者独自の40歳未満の者への保健指導

#### 〈啓発、ツール作成〉

- キャンペーン等の普及啓発や、リーフレットなどの啓発ツール作成への活用